

○豊島区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年1月25日

規則第2号

改正 平成5年11月29日規則第51号

平成8年1月30日規則第2号

平成9年3月31日規則第21号

平成9年12月26日規則第74号

平成10年9月8日規則第54号

平成11年9月29日規則第68号

平成12年9月29日規則第106号

平成13年9月27日規則第73号

平成14年7月9日規則第53号

平成16年3月25日規則第33号

平成17年3月31日規則第62号

平成17年12月20日規則第133号

平成18年3月30日規則第31号

(題名改称)

平成18年10月25日規則第76号

平成19年3月19日規則第20号

平成21年3月23日規則第10号

平成22年12月27日規則第63号

平成24年9月3日規則第57号

平成26年7月22日規則第52号

平成27年12月25日規則第98号

平成28年3月23日規則第51号

平成28年12月12日規則第139号

平成30年3月29日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年豊島区条例第60号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第2項、第4条並びに第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平8規則2・平12規則106・平14規則53・平18規則31・一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 条例第3条第1項に規定する区の区域内に住所を有するものとは、外国人については、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 在留資格が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表に規定する興行であるとき。
- (2) 在留資格が入管法別表第1の3の表に規定する短期滞在であるとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、在留期間が短く、在留の目的及び状況等からみて家庭・社会生活の本拠としての実質を備えていないと認められるとき。

(平8規則2・平12規則106・一部改正)

(社会保険各法)

第3条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) **健康保険法**（大正11年法律第70号）
- (2) **船員保険法**（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(平9規則21・平9規則74・一部改正)

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第5条第1項に規定する子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(平18規則76・全改)

(医療証の交付申請等)

第5条 条例第4条の規定による医療証の交付申請は、乳幼児・子ども医療証交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 子どもが、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類
- (2) 養育事実についての調査書（別記第3号様式。保護者が父母以外の場合に限る。）又はこれに準ずる書類
- (3) 子どもが施設に入所している事実を証する書類（子どもが施設に入所している場合に限る。）
- (4) 保護者と子どもが同居していない事実を証する書類（保護者と子どもが同居していない場合に限る。）
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、条例第4条の規定による申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、乳幼児にあつては乳幼児医療証（別記第4号様式）を、児童にあつては子ども医療証（別記第5号様式）（以下これらを総称して「医療証」という。）を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（別記第6号様式）により通知する。

（平8規則2・旧第5条繰下・一部改正、平13規則73・一部改正、平14規則53・旧第8条繰上・一部改正、平18規則31・平18規則76・平22規則63・平24規則57・平27規則98・一部改正）

（医療費の助成の始期）

第6条 医療費の助成は、第5条に規定する医療証の交付申請の日以降に子どもが病院等で診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受けた場合に行う。

2 前項の規定にかかわらず、子どもの誕生日又は保護者及び子どもが区の区域内に住所を有するに至った日（以下「転入日」という。）の翌日から起算して2月以内に医療証の交付申請を行ったときは、子どもの誕生日又は保護者及び子どもの転入日以降の診療等について助成を行う。

3 前2項の規定にかかわらず、区長がやむを得ないと認めた場合は、区長が定める日以降の診療等について医療費の助成を行う。

（平8規則2・旧第6条繰下・一部改正、平11規則68・一部改正、平14規則53・旧第9条繰上、平18規則31・平18規則76・一部改正）

（医療証の有効期限等）

第7条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとする。ただし、当該有効期限は、乳幼児医療証にあつては乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日を超えないものとし、

子ども医療証にあっては児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を超えないものとする。

- 2 前項に規定する場合において、外国人に係る医療証の有効期限は、当該外国人の在留期間（入管法第2条の2第3項に規定するものをいう。）を超えないものとする。この場合において、在留期間が更新されたことを証する書類の提示があったとき又は更新されたことを公簿により確認できたときは、医療証を更新することができる。

（平8規則2・追加、平10規則54・平13規則73・一部改正、平14規則53・旧第10条繰上、平18規則76・平19規則20・平27規則98・一部改正）

（医療証の再交付）

第8条 受給者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（別記第7号様式）により区長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。
- 3 受給者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかにその発見した医療証を区長に返還しなければならない。

（平5規則51・旧第7条繰下、平8規則2・旧第8条繰下、平14規則53・旧第11条繰上、平18規則76・一部改正）

（医療費の助成の方法の特例）

第9条 条例第6条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 医療証を提示して診療等を受けるべき子どもが東京都の区域外に所在する病院等で国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付を受けたとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、区長が特別に必要があると認めたとき。

- 2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、子ども医療助成費支給申請書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 第1項第1号の規定による場合 療養費又は家族療養費の支給を証する書類
- (2) 第1項第2号及び第3号の規定による場合 医療に関する給付の内容を証する書類及び領収書

- 3 区長は、前項の申請に基づき医療費の助成を決定した場合は、子ども医療助成費支給決

定通知書（別記第9号様式）により通知する。

（平5規則51・旧第8条繰下・一部改正、平8規則2・旧第9条繰下・一部改正、平12規則106・平13規則73・一部改正、平14規則53・旧第12条繰上・一部改正、平18規則31・平18規則76・平28規則51・一部改正）

（届出）

第10条 条例第7条の規定による届出は、申請事項変更・資格消滅届（別記第10号様式）に区長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による届出は、第三者行為による傷病届（別記第11号様式）により行わなければならない。

（平5規則51・旧第9条繰下、平8規則2・旧第10条繰下・一部改正、平12規則106・平13規則73・一部改正、平14規則53・旧第13条繰上・一部改正、平18規則76・平26規則52・一部改正）

（受給資格消滅の通知等）

第11条 区長は、受給者からの届出又は公簿等による確認により、受給者が対象者でなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書（別記第12号様式）により当該受給者に通知する。ただし、医療症の有効期間が満了した場合又は子どもが国外に転出した場合若しくは死亡した場合は、この限りでない。

2 受給者は、対象者でなくなったときは、速やかに医療証を返還しなければならない。

（平5規則51・旧第10条繰下、平8規則2・旧第11条繰下・一部改正、平14規則53・旧第14条繰上・一部改正、平18規則31・平18規則76・平19規則20・平22規則63・一部改正）

（損害賠償の請求権の譲渡）

第12条 条例第9条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、子どもの医療費助成制度に係る債権譲渡について（別記第13号様式）を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書（別記第14号様式）により行うものとする。

（平26規則52・追加）

（添付書類の省略）

第13条 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略さ

せることができる。

(平5規則51・旧第11条繰下、平8規則2・旧第12条繰下、平14規則53・旧第15条繰上、平26規則52・旧第12条繰下)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し、必要な事項は、区長が定める。

(平22規則63・追加、平26規則52・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条及び第9条から第11条までの規定は、平成5年2月1日から施行する。

附 則 (平成5年11月29日規則第51号)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行する。
- 2 平成6年1月1日前に交付される医療証で、平成6年1月1日において、同日前から引き続き有効期限を有することとなるものの有効期限は、平成5年12月31日までとする。

附 則 (平成8年1月30日規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成7年豊島区条例第48号)附則第2項の規定による申請の受付及び医療証の交付については、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第21号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月26日規則第74号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月8日規則第54号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月29日規則第68号)

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第9条の規定は、平成11年10月1日以後に出生又は転入した者について適用する。

附 則 (平成12年9月29日規則第106号)

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、

なお使用することができる。

附 則（平成13年9月27日規則第73号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年7月9日規則第53号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。ただし、豊島区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成14年豊島区条例第26号）附則第2項の規定による申請の受付及び医療証の交付については、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第33号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別記第1号様式及び別記第6号様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第62号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日規則第133号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年3月30日規則第31号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、区の区域内に、住民基本台帳に記録されている住所若しくは外国人登録原票に登録されている居住地をおいていない乳幼児及びその保護者にあつては、この規則による改正後の豊島区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条第2項の規定は、施行日以後の診療等について適用する。
- 3 新規則第6条の2及び第9条の2の規定は、平成18年10月1日以後に行われる医療の給付について適用する。
- 4 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年10月25日規則第76号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の

規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の豊島区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第4条の規定は、平成18年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用する。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年3月19日規則第20号）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び様式の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成21年3月23日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成22年12月27日規則第63号）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年9月3日規則第57号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。ただし、この規則中様式の改正規定は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年7月22日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第10条、第12条、別記第11号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式の規定は、平成26年7月7日から適用する。

附 則（平成27年12月25日規則第98号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則中様式の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式用の紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月23日規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日規則第139号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規則第34号）

この規則は、平成30年3月12日から施行する。

別記第1号様式(第5条第1項関係)

豊島区長

乳幼児・子ども医療費助成制度 交付申請書(2枚目)

※これはお客様控えではなく医療費助成制度の交付申請書です。ご提出ください。

※記名・押印に代えて、署名することができます。※ボールペンで強くはっきりとご記入ください。

受付年月日

年 月 日		生年月日		年 月 日		担当( )	
氏名		児童との続柄		父・母・その他( )		個人番号 (マイナンバー)	
住所		豊島区		電話		自宅 ( ) 携帯 ( )	
職業		<input type="checkbox"/> 会社員、公務員(独立行政法人勤務) <input type="checkbox"/> 自営業、パート、アルバイト、無職 <input type="checkbox"/> 公務員(独立行政法人以外)		勤務先名称		加入年金 1厚生年金 2国民年金 3共済年金 4未加入 5その他( )	
配偶者の有無		有・無					
認定審査および医療給付に関して、私の世帯の公簿等を調査することに同意します。		個人番号 (マイナンバー)					
氏名		生年月日		年 月 日		電話	
住所		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 別居先住所		職業		<input type="checkbox"/> 会社員、公務員(独立行政法人勤務) <input type="checkbox"/> 自営業、パート、アルバイト、無職 <input type="checkbox"/> 公務員(独立行政法人以外)	
勤務先名称							
ふりがな		氏名		続柄		同居別居	
生年月日		年 月 日		個人番号		加入保険被保険者	
氏名		子・同別国外		父・母( )		乳・子医療費助成区分	
生年月日		年 月 日		個人番号		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	
氏名		子・同別国外		父・母( )		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	
生年月日		年 月 日		個人番号		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	
氏名		子・同別国外		父・母( )		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	
生年月日		年 月 日		個人番号		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	
氏名		子・同別国外		父・母( )		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	
生年月日		年 月 日		個人番号		今回申請 受給中 年達 対象外 不備(児童・保護者・ )	

別記第3号様式(第5条第1項・第9条の2第1項関係)

養育事実についての調査書

年 月 日													
<p>民生委員・児童委員</p> <p>_____様</p>													
住所_____													
申立人 氏名_____ (印)													
<p>子どもの医療費助成制度の申請を行うため必要ですので、私が下記の子どもと同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持していることについて調査をお願いします。</p>													
記													
養育している子ども	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">申立人との続 柄</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;">備 考</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日生</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	生 年 月 日	申立人との続 柄	備 考	年 月 日生								
生 年 月 日	申立人との続 柄	備 考											
年 月 日生													
養育している期間	年 月 日から現在まで												
子どもの父母の状況 その他													
民 児 生 童 委 委 員 員  調 査 欄	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると認めます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">申立人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">_____様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 20px;">民生委員 児童委員 住所_____</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 20px;">氏名_____ (印)</td> </tr> </table>		年 月 日	上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると認めます。		申立人		_____様		民生委員 児童委員 住所_____		氏名_____ (印)	
	年 月 日												
上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると認めます。													
申立人													
_____様													
民生委員 児童委員 住所_____													
氏名_____ (印)													

別記第4号様式(第5条第2項関係)

(表)

㊦		医 療 証			
負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					
乳 幼 児	氏 名				
	生 年 月 日	年	月	日	生
保 護 者	住 所	〒			
	氏 名				
有 効 期 間		年	月	日	から
		年	月	日	まで
上記の者は、豊島区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を豊島区が助成するものであることを証明する。 豊 島 区 長 <span style="float: right;">㊦</span>					
交 付 年 月 日		年	月	日	

(裏)

御注意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口へ提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払ください。
- 3 健康保険制度の高額療養費に該当する場合は、保険者から交付される限度額適用認定証を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。  
都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診したとき(乳幼児の場合は、入院時食事療養標準負担額を支払ったときを含む。)は、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返してください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。  
問い合わせ先

別記第5号様式(第5条第2項関係)

(表)

㊦		医 療 証			
負担者番号					
受給者番号					
児童	氏名				
	生年月日	年	月	日	日生
保護者	住所	〒			
	氏名				
有効期間		年	月	日から	
		年	月	日まで	
上記の者は、豊島区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を豊島区が助成するものであることを証明する。 豊島区 長					
印					
交付年月日		年	月	日	

(裏)

御注意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口へ提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払ください。
- 3 健康保険制度の高額療養費に該当する場合は、保険者から交付される限度額適用認定証を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。  
都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診したとき(乳幼児の場合は、入院時食事療養標準負担額を支払ったときを含む。)は、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。  
問い合わせ先

様

豊島区長



### 医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました、子どもの医療費助成の受給資格について、審査の結果下記の理由により受給資格がないと認められたので通知します。

#### 記

却下に関する事項			
対象者氏名			
生年月日		性別	
申請者氏名			
却下理由			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第7号様式(第8条関係)

医療証再交付申請書

年 月 日

豊島区長

住所  
氏名

印

下記の理由により、子ども医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

受給者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請理由

- 1 紛失
- 2 破損
- 3 汚損
- 4 盗難
- 5 その他( )

\*なお、紛失等した医療証を発見したときは、その医療証をすぐに返還してください。  
(注) 記名押印に代えて、署名することができます。

子ども医療助成費支給申請書

		支給決定額	※										円		
※ 乳区 99990		子区 99602		※診療期間		年 月 日～ 日									
				※科 目		5									
※ 受 給 者 番 号				※保険種別		1 社保 2 国保・国組									
※ 入 院 ・ 外 来 の 別		1 入 院 2 外 来		※日 数		日間									
※ 保 険 診 療 点 数		点		※負担金額		円 (食事代 円を含む)									
子 ど も の 氏 名						年 月 日 生									
※ 申 請 の 種 類		1 医科 2 歯科 3 薬剤 4 補装具 5 入院時食事療養費標準負担額 6 その他													
病院等の名称・所在地															
口座振替依頼書		助成費は下記の口座にお振込みください。													
金融機関名・支店名		銀 行 信用金庫 信用組合		支 店 出張所		普通預金 口座番号									
口座名義人 (カナ)															
同意申請事項：豊島区国保・各健康保険の資格・給付状況の確認に同意し、上記のとおり、子どもの医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。															
年 月 日															
豊島区長															
住 所 豊島区 氏 名 (印) (印) 電 話															

(注意)

- ※欄は記入しないでください。
- 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。
- 必ず所定の項目が記載された領収書を添えて申請してください。なお、保険で付加給付のある場合は申し出てください。
- 上記口座は登録され、今後助成費の振込み等に使用されます。
- 記名押印に代えて、署名することができます。

集計表

	件 数	金 額
医 科		
歯 科		
薬 剤		
食事代		
その他		
合 計		

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 

### 子どもの医療費助成 支給決定通知書

下記のとおり、医療費の給付が決定しました。支給については、下記のとおりあなたに御指定いただいた預金口座に振り込みの手続きをしましたので通知します。

なお、給付額が変更決定された場合は、返還していただくことがありますので御了承下さい。

#### 記

1. 振込日 年 月 日
2. 振込み預金口座
3. 給付額
4. 受給者番号
5. 受給者氏名

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

受付年月日

申請事項変更・資格消滅届

担当

受給者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

変更の場合	保護者変更	旧保護者		変更理由	
		新保護者			
		個人番号			
	氏名変更	旧氏名		変更理由	
		新氏名			
		旧氏名		変更理由	
新氏名					
住所変更	旧住所				
	新住所				

消滅事由	1 生活保護受給 2 施設措置入所 3 その他 ( )
------	-----------------------------------

変更・消滅年月日	年 月 日
----------	-------

上記のとおり 豊島区子どもの医療費助成制度の 豊島区長 宛	1 申請事項が変更 しましたので届出します。 2 受給資格が消滅 住所 氏名 電話 ( )	年 月 日 ㊟
-------------------------------------	---	------------

\* 記名押印に代えて、署名することができます。

別記第11号様式(第10条関係)

㊦ 第三者行為による傷病届

子ども (被害者)	負担者番号	8	8	1	3						保険者名			
	受給者番号										保険者番号			
	氏名	( 年 月 日生)								被保険者名		被保険者記号番号		
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時									発生場所				
	原因および 被害の状況													
第三者 (加害者)	住所													
	氏名									電話番号	( )			
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名									電話番号	( )	
			所在地											
		保険契約者名								保険証書番号				
	任意保険	任意保険	保険会社名									電話番号	( )	
			所在地											
保険契約者名									保険証書番号					

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

豊島区長 殿

年 月 日

受給者(子どもの保護者)

{ 郵便番号  
住所  
氏名

電話番号 ( )

印

(日本工業規格A列4番)

別記第 12 号様式 (第 11 条関係)

様  
第 号  
年 月 日  
豊島区長 印

子どもの医療費助成 受給資格消滅通知書

次のとおり、子どもの医療費助成の受給資格が消滅しましたので、お知らせします。  
なお、お手持ちの受給者証は今後使用できませんので、返却してください。

記

消滅に関する事項	
消滅者氏名	
消滅日	
消滅の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記第13号様式(第12条関係)

子どもの医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

豊島区長 殿

受給者(子どもの保護者) { 住所  
氏名  
電話番号 ( ) 印

豊島区子どもの医療費の助成に関する条例第9条第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について豊島区から助成を受けた額の限度において、私が加害者\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に対して有する下記損害賠償請求権を豊島区に譲渡します。

記

譲渡 する 債権	子ども (被害者)	氏 名  ( 年 月 日生)		
	債権額	金 円		
	事 故 発生日時	事 故 発生場所		
	原因および 被害の状況			
債務者 (加害者)	住 所			
	氏 名		電話番号	

(日本工業規格A列4番)

別記第14号様式(第12条関係)

債権譲渡通知書				
		年	月	日
様				
譲渡人		住所		
		氏名		印
私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。				
記				
1	債権額	金		円
2	債権発生の原因である事実			
3	譲渡日	年	月	日
4	譲受人	豊島区		
	(住所)			

(日本工業規格A列4番)

備考1 必ず郵便法(昭和22年法律第165号)第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。

2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

別記第1号様式（第5条第1項関係）

（平30規則34・全改）

別記第2号様式 削除

（平22規則63）

別記第3号様式（第5条第1項・第9条の2第1項関係）

（平8規則2・平12規則106・平14規則53・平18規則31・一部改正、平18規則76・  
旧別記第2号様式繰下）

別記第4号様式（第5条第2項関係）

（平18規則76・旧別記第3号様式繰下・全改、平19規則20・平24規則57・一部改  
正）

別記第5号様式（第5条第2項関係）

（平18規則76・追加、平19規則20・平24規則57・一部改正）

別記第6号様式（第5条第2項関係）

（平28規則51・全改）

別記第7号様式（第8条関係）

（平5規則51・平8規則2・平12規則106・平14規則53・平18規則31・一部改正、  
平18規則76・旧別記第5号様式繰下）

別記第8号様式（第9条第2項関係）

（平22規則63・全改）

別記第9号様式（第9条第3項関係）

（平28規則51・全改）

別記第10号様式（第10条関係）

（平28規則139・全改）

別記第11号様式（第10条関係）

（平26規則52・全改）

別記第12号様式（第11条関係）

（平28規則51・全改）

別記第13号様式（第12条関係）

（平26規則52・追加）

別記第14号様式（第12条関係）

（平26規則52・追加）

